

において、一九世紀以降、「御殿」「藤の棚」「対決」といった、作品の一部分のみの上演も繰り返されるようになった。一方、村々の若者など、素人が担い手となる地芝居においても、これらの場面が独立して上演されたことが台本の残存状況から判明する。彼らは虚実入り交じつた「伊達騒動」の物語の中で、「御殿」「藤の棚」「対決」といった場面を好んだのである。

独立して上演されたこれらの場面は、必ずしも史実に基づくものではなく、特に「御殿」「藤の棚」については、大部分が歌舞伎・

浄瑠璃化の過程で創作されたものであった。なぜこのような場面が選択されたのだろうか。絵尽（番付の一種、上演場面を絵に描いたパンフレット）や台本を中心に分析すると、これらの場面は上演を繰り返すうちに、自身の家や子や生命を犠牲にして主君の御家のために尽くす忠臣たちの姿が見所として描かれるようになつていったことが分かる。例えば「藤の棚」は、忠臣浅香が紛失した御家の家宝を取り戻すために、辻君に身をやつして探索する場面である。上演を繰り返すうちに、絵尽には御家のために離散した親子・主従の関係も描かれるようになる。「対決」は本来、忠臣伊達安芸・柴田外記と逆臣原田甲斐が評定の場で論戦する場面であるが、絵尽では原田甲斐の刃傷沙汰に焦点が当てられ、忠死する伊達安芸と柴田外記が描かれた。「御殿」は、若君の乳母政岡が主君を暗殺から守るため、手ずから食事を用意し、悪者の献上した毒菓子を退ける場面である。現在上演される「御殿」は、政岡が子の千松を犠牲にして若

君を守護するという筋となつており、『伽羅先代萩』初演時と同様である。ただし、近世には少なくとも四つの形が生まれており、そのうち繰り返し上演されたのは、千松が若君のために犠牲にされるもののみであった。近代以降の「御殿」は、初演時から変化なく受け継がれてきたものではない。近世期に生まれた様々なバリエーションのうち、忠義のために我が子を犠牲にする忠臣の像が受け継がれた結果、残つたものであった。

このように、歌舞伎・浄瑠璃における伊達騒動の物語の中で見所となつたのは、忠臣たちの家・生命・子といったものの犠牲の上に成り立つ忠義という要素であった。地芝居を上演する民衆は、こうした自己犠牲の上にある御家への忠義を、娯楽として取り入れていつたのである。

当日の質疑応答では、様々なアドバイスをいただいた。民衆の道徳との関係や、義民伝承との関わりなど、今後考察していくたい。

承久の乱における北条義時追討命令文書をめぐつて

下村 周太郎

承久の乱において後鳥羽上皇が発した北条義時追討命令の文書形式については、史料上、「院宣」、「宣旨」（官宣旨）、「綸旨」などの

文言が見える。近年、長村祥知「承久三年五月十五日付の院宣と官宣旨」（『日本歴史』七四四、二〇一〇年）は、院宣と官宣旨の二種が発給されたことを論究した。その中で長村は、藤原定家自筆本『公卿補任』承久三年条の「被下可追討平義時朝臣院宣（按察使光親卿奉書、藏人頭右大弁資頼口宣）」という記事に注目し（）内は割書き）、院宣の奉者である葉室光親が「伝奏（人）」として「伝奏奉書」を奉じ、職事の藏人頭葉室資頼に対し官宣旨発給の端緒となる口宣の発給を指示したと解釈した。そしてこの点より、光親の官宣旨への関与を示唆する『吾妻鏡』の記述は、従来言われているような混同・誤記・歪曲ではなく事実であるとの見解を表明した。

しかし、周知の通り伝奏の制度的確立は後嵯峨院政期であり、鎌倉前期段階で伝奏奉書の存在を前提とする議論には問題がある。かかる難点は長村自身も自覚しており、鎌倉中期以降を対象とする富田正弘の伝奏奉書に関する議論に加えて、院政期・鎌倉前期を対象に白根靖大が措定した「指示院宣」の議論を援用し、自説の正当化を試みる。しかしながら、前期院政の指示院宣と後期院政の伝奏奉書とは、果たす機能が異なつており、論拠として適切でない。長村は前代以来当該期にも「伝奏」が存在することを史料的に明示しているが、「奏請を天皇または上皇にとりつぐこと。また、それを任務とする職」（『日本国語大辞典』）としての伝奏（人）の存在と、太政官文書発給手続を起動する伝奏奉書の存在とは決して等値でない。

藤原定家本『公卿補任』承久三年条の前掲箇所は、「院宣」

「後鳥羽院の仰せ」が、光親が奉行する「奉書」（=文書としての院宣）と資頼が奉行する「口宣」（=官宣旨発給の端緒）との二様で発せられた、と解釈するのが妥当であり（割書きの注記は「院宣」に付されたもので、「宣旨」のそれではない）、よって光親が官宣旨に関与したもので、「宣旨」のそれではないというべきである。『吾妻鏡』の記述は『六代勝史記』など原史料の影響による誤謬と考えられよう。もし、後の伝奏のような上皇／天皇の仰せを奉行に取り次ぐ存在を想定するのであれば、慈光寺本『承久記』の「秀康、是ヲ承レ」、「秀康宣旨ヲ蒙テ、按察中納言光親卿ゾ書下サレケル」との藤原秀康の関与を思わせる記述の実否を検討すべきかと思われる。

さて、藤原定家本『公卿補任』承久三年条の記述からは、むしろ院宣と官宣旨の両者が発給された可能性を改めて看取することができるが、とすれば、内容の重複する院宣と官宣旨がなぜ作成されたのか、それぞれが占める歴史的意味を追究する必要があろう。まことに白根靖大は、鎌倉時代にしばしば見られる衾宣旨との見方もある（西田友広『鎌倉幕府の検断と国制』吉川弘文館、二〇一一年）が、充所の表記方式の相違という様式的特徴に鑑みれば、むしろ平安時代の追捕官符に連なるもので、その終期の事例と考えられる。追捕官符の充所が諸道・諸国であるのに対し、衾宣旨のそれは個別の寺・社なのである。一方、院宣については、書札様文書という点から、鎌倉中後期以降、数多く見られる軍勢催促状に繋がるものであり、その早期の事例と捉えうる。

そして、この二つの文書様式の類型は、軍事動員方式のあり方およびその転換と対応している。すなわち、平安期～鎌倉前期においては、朝廷の国家公權のもと、国衛軍・追討使が派遣され、国單位で兵士の徵発がなされたが、ここで軍事動員は太政官文書／公文書に依る。一方、鎌倉中期～戦国期においては、武士・寺社との個別的な主従関係・パトロン関係を前提に、個々の人物・寺社への徵發・勧誘がなされたが、ここでの軍事動員は書札様文書／私文書に依るのである。

鎌倉幕府成立後の軍事・警察権の所在としては、建久二年三月一二日新制第十六条の規定より〈源頼朝＝鎌倉殿〉と〈朝廷の諸官司〉との二系列として定位される。この点と義時追討命令文書との対応関係を措定すれば、武田・小笠原・小山ら〈鎌倉殿〉御家人の動員とは、家産機構への介入であり、書札様文書としての院宣が用いられ、他方、追討使のもとでの〈朝廷の諸官司〉の動員とは、朝廷の国家軍制の發動であり、太政官文書としての官宣旨が用いられた、と構造的に理解できよう。そして、平安期的な軍制構造から鎌倉期的な軍制構造への転換点に、二様の北条義時追討命令文書は位置していると解され、近年の武士論や軍制史研究の成果とも合わせて、改めて承久の乱の歴史的画期性を認めることができる。なお付言すれば、軍勢催促における追捕官符から院宣へという変移は、中世における書札様文書の公文書化という潮流の中で考究すべき課題とも言えよう。

(東洋史部会)

五胡諸国の華北支配と軍馬の供給

峰雪幸人

本報告が考察の対象とする四～五世紀は、ユーラシア大陸全土において騎馬遊牧民の活動が活発化した時代であり、同時にその影響をうけて、西のローマ帝国や東の漢・魏・晋など、各地の古典帝国が崩壊した時代とされる。このようなユーラシア大陸全土にわたる変動が連鎖的に発生した背景として、従来の研究において前提とされているのが、前近代における騎馬遊牧民が持つ騎馬軍事力の優位性である。

五胡十六国・北魏という時代も、それまで農耕を主たる産業として発展してきた華北を、遊牧・牧畜を生業とする胡族が初めて組織的に統治した時代であり、以上の一連の変革期の中に位置づけられる。そして、その支配の根幹となつたのは騎馬軍事力であつたことも種々の史料からうかがえる。

このような特徴を持つ五胡十六国時代について、本報告では、十六国の一である後趙において「国内に馬が少ないので、民から全ての馬を徴収した」とある記事に着目し、胡族を主体とする国家において、馬不足が発生する原因を考察した。